

鹿屋市情報セキュリティ対策委員会設置要綱

(設置)

第1条 市が保有する情報資産に関する情報セキュリティ対策の推進を図るとともに、情報セキュリティに関する重要事項について協議するため、鹿屋市情報セキュリティ対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、情報セキュリティ対策を統一的に実施するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 情報セキュリティ対策の推進に関すること。
- (2) 情報セキュリティポリシーの策定、評価及び見直しに関すること。
- (3) 前号に掲げるもののほか、情報セキュリティに関する重要事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、副市長をもって充てる。

3 副委員長は、総務部長をもって充てる。

4 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市長公室長
- (2) 政策推進課長
- (3) 総務課長
- (4) 財政課長
- (5) デジタル推進課長

5 委員長は、委員会を統括する。

6 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員長は委員会を招集し、会務を総理する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部デジタル推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。